

# 一般廃棄物処理施設の維持管理計画

平成24年6月

倉浜衛生施設組合

一般廃棄物処理施設の維持管理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第5項による維持管理に関する計画、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5による一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準により、倉浜衛生施設組合の一般廃棄物処理施設の維持管理は以下のように計画します。

	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五	施設への適用
1	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないよ に行うこと。 (第四条の五の一)	ごみクレーンに計量装置を装備し、焼却量 の監視を行います。
2	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合 には、常時、ごみを均一に混合すること。 (第四条の五の二のイ)	ごみピットは、受入・積み替え・投入の為の 十分な容積を有しており、ごみクレーンに より、ごみを均一に混合します。
3	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ず つ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境 大臣が定める焼却施設にあつては、この限りではない。 (第四条の五の二のロ)	給じん装置により外気と遮断した状態で定 量ずつ連続的に燃焼室へごみの投入を行 います。
4	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800℃以上に保つこと。 (第四条の五の二のハ)	自動燃焼制御装置により、800℃以上に 保つよう常時自動監視制御を行います。
5	焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却 すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずる おそれのないよう使用する場合にあつては、この限りではな い。 (第四条の五の二のニ)	自動燃焼制御装置により、熱しゃく減量が 5%以下になるように焼却します。
6	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、 炉温を速やかに上昇させること。 (第四条の五の二のホ)	助燃装置を作動させることで、炉温を速や かに上昇させます。
7	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、 炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。 (第四条の五の二のヘ)	ごみの供給を停止した後も、助燃装置を作 動させて高温を維持したままごみの燃焼を 完了し、その後徐々に停止します。
8	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録 すること。 (第四条の五の二のト)	燃焼室中の燃焼ガスの温度を温度計に て連続的に測定し、かつ、中央制御室の データ処理装置にて記録します。
9	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200℃ 以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度 を速やかにおおむね摂氏200℃以下に冷却することができる 場合にあつては、この限りではない。 (第四条の五の二のチ)	ガス冷却ボイラ及び減温塔により、集じん 器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却します。

	<p>一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則) (第4条の5)</p>	<p>施設への適用</p>
10	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度(9のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。  (第四条の五の二のイ)</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度を温度計にて連続的に測定し、かつ、中央制御室のデータ処理装置にて記録します。</p>
11	<p>冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。  (第四条の五の二のロ)</p>	<p>冷却設備(ガス冷却ボイラ)のたい積ばいじんはスートブロウにより除去し、排ガス処理設備(集じん器)には除去装置を設けることにより、たい積したばいじんを除去します。</p>
12	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りではない。  (第四条の五の二のハ)</p>	<p>自動燃焼制御装置により、一酸化炭素の濃度が100ppm以下(4時間平均値では30ppm以下)となるようにごみを焼却します。</p>
13	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。  (第四条の五の二のニ)</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を、分析計にて連続的に測定し、かつ、中央制御室のデータ処理装置にて記録します。</p>
14	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。  (第四条の五の二のヒ)</p>	<p>完全燃焼させること、及び排ガス処理装置により、ダイオキシン類の濃度を、0.1ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>以下となるようにします。</p>
15	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に一回以上測定し、かつ、記録すること。  (第四条の五の二のヘ)</p>	<p>ダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に一回以上測定し、かつ、記録します。</p>
16	<p>排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。  (第四条の五の二のト)</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の物質濃度を、公害防止基準値に記載の数値以内とするよう運転管理を行い、排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。</p>
17	<p>ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チにただし書の場合にあつては、この限りではない。  (第四条の五の二のチ)</p>	<p>ばいじんは溶融設備を用いて溶融し、溶融スラグはスラグ貯留槽等へ貯留、溶融飛灰は薬剤混練処理し処理灰貯留槽等に貯留します。焼却灰は不燃物貯留槽等に貯留します。</p>

	一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則) (第4条の5)	施設への適用
18	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。 (第4条の五の二のネ)	混練装置により、ばいじんと薬剤及び水を均一に混合します。
19	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 (第4条の五の二のフ)	消防の規定に従い火災の発生を防止する為に必要な措置を講ずるとともに、消火器や消火栓等の消火設備を備えます。
20	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 (第4条の五の十)	ごみピット及び投入ステージを建屋で囲い、ごみ投入口には密閉性の高い投入扉等を設置します。またごみピット内は燃焼空気の吸引により負圧に保ち、必要に応じてエアカーテン、防臭剤噴霧装置、脱臭装置も使用することにより、ごみの飛散及び悪臭の発散を防止します。
21	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。 (第4条の五の十一)	投入ステージの清掃及びごみピットへの防虫剤散布により、構内の清潔を保持します。
22	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 (第4条の五の十二)	低騒音・低振動の機器を採用し、騒音、振動を発生する機器は原則として屋内設置とし、必要に応じて防音・防振対策を行います。
23	施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。 (第4条の五の十四)	施設の各設備は、機能を維持するために必要な定期点検・補修及び法定点検、機能検査を行います。ばい煙については、連続測定装置による監視並びに定期的な委託検査を行います。
24	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。 (第4条の五の十五)	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第二十一条に規定される廃棄物処理施設技術管理者を置き、施設の維持管理を行います。
25	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。 (第4条の五の十六)	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存します。